

## 9. 地域主体の総合的なまちづくりに関する都市計画の方針

### ア. 現状と課題

近年、地域の魅力向上や災害・犯罪への備えなど、住民自らが暮らすまちのあり方についてこれまで以上に関心が高まっており、従来の行政主導のまちづくりから住民参加のまちづくり、そして、住民主体のまちづくりへと少しずつ変化している。

都市計画においても、平成14年の改正都市計画法により住民提案制度（法21条の2）が創設され、行政のみでなく住民も都市計画に主体的に参加することができるようになった。

### イ. 基本方針

・「地域の発想による、地域住民のための、地域の魅力を創出する都市づくり」を目指し、NPO や住民等と行政によるパートナーシップのまちづくりのための手続き、支援制度、事業制度を構築し、県民参加型のまちづくりを推進する。

### ウ. 主要な施策

#### ① 住民参加のまちづくりの推進

##### （情報提供の充実）

- ・まちづくりに関する情報を広く発信することで、地域住民等によるまちづくりに関する取り組みの活性化や意識の醸成を図る。
- ・都市計画決定に係る手続きの透明性の向上や都市計画決定権者の責任の明確化を図るため、都市計画決定に係る地元説明会の充実、県・市町村の都市計画案のホームページへの掲載等を積極的に推進する。

##### （支援制度の充実）

- ・地域住民やNPOなどのまちづくりに関する取り組みを促進するため、専門家の派遣制度などのまちづくり支援制度の充実を図る。

#### ② 住民等による提案内容の反映

##### （住民提案の反映手続きの明確化）

- ・地域住民等の都市計画に対する主体的な参加を促進するため、地域のまちづくりに対する提案を都市計画行政等に反映させる手続きの整備を図る。

##### （手続き条例の制定促進）

- ・市町村が地区計画案の都市計画を定めるにあたっては、法第16条第2項に基づく条例（いわゆる手続条例）を制定する必要がある、制定していない市町村においては早急に手続条例を制定する。

**(申し出方法の条例化の促進)**

- ・市町村においては、地区計画案の段階における住民参加を実効性あるものとするため、法第16条第3項に基づく案の申し出の方法についての条例化を促進する。

**③住民等による提案内容の実現**

**(市町村マスタープランの策定の促進)**

- ・法第18条の2に基づく市町村マスタープランは、市町村がより地域に密着した見地から即地的に都市計画の方針を定めるものであり、地域住民等が進めるまちづくりの指針となるものである。よって、この市町村マスタープランの策定を促進することで、明確なまちの将来像、まちづくりの指針を示し、効率的な事業の実施を図る。

**(まちづくりを実現する事業制度の構築)**

- ・地域住民等によるまちづくりを実現するための事業制度を構築し、事業の実施により地域の活性化を促進する。また、これらの事業実施をPRすることによって、まちづくりに関する意識の醸成、住民参加の活性化を図る。